

2012年（平成24年）1月

各位

第二東京弁護士会  
弁護士業務センター  
委員長 山岸 良太

## 指導担当弁護士制度のご案内

指導担当弁護士制度とは、即独、早独（登録から1年内の独立）、ノキ弁及びそれに準ずる新人弁護士会員（登録から満3年まで）に対し、当会所属の経験豊かな弁護士が「指導担当弁護士」として事件処理や事務所の経営等について指導を行い、OJT（実務研鑽）の機会を提供する制度です。

### 1 制度の概要

- (1) 指導方式は、新人弁護士が、指導担当弁護士の事務所に通います。
- (2) 指導期間は、原則6ヶ月です（最長1年6ヶ月まで延長可能）。
- (3) 指導対象弁護士は、新人弁護士のうち、原則として即独、早独（登録から1年内の独立）、及びノキ弁等の指導対象条件を満たす会員のうち希望する者
- (4) 指導担当弁護士は、弁護士経験5年以上等の条件を満たす会員から、会長が指導担当者として適任とする方を選任します。
- (5) 指導内容は、新人弁護士が自己の受任事件の処理について、指導担当弁護士の指導を受け、また、指導担当弁護士の受任事件を新人弁護士が共同受任して、実際の事件処理の方法を学びます。さらに、新人弁護士が、指導担当弁護士から、独立や事務所経営のノウハウを学ぶことも期待しています。

### 2 申込方法

- (1) 申込方法：当会司法調査課 杉本（メールアドレス：sugimoto-n@niben.or.jp、電話：03-3581-2259）迄申込希望の旨をご連絡下さい。折り返し、指導担当弁護士制度申込書、同意書をお送りしますので、必要事項を記入し、申込書記載の提出先にご郵送下さい。

※申込をした方全てに指導担当弁護士を選任できるものではありません。予めご了承下さいませようお願い致します。

- (2) 当会入会希望の方が、当会に登録することを条件に申込みをされても構いません。

### 3 その他の新人弁護士支援制度

当会ではその他、経験10年前後のサポートメンバー、高い専門性を持つバックアップメンバーに質問ができる新人サポートセンターメーリングリスト、個別相談等の様々な新人弁護士支援の取組みを行っています

### 【お問い合わせ先】

第二東京弁護士会 司法調査課 杉本  
メールアドレス：sugimoto-n@niben.or.jp 電話：03-3581-2259 FAX：03-3581-3844